

市民協働の手引き作成にあたって

1 市民協働の手引きのねらい

- (1) 市民と行政との協働は、市政一新計画や総合計画において、取組みの推進を明記
- (2) 現時点では、市民をはじめ市職員にも、協働の意義や、具体的な取組み方法の理解が不十分
- (3) 今後、市役所や市職員は、協働を推進する立場として、十分な理解が不可欠
- (4) 3市町の合併後には、地域自治区が設けられ、市民独自の個性ある地域づくりが、更に活発化するため、ますます市民協働は重要
- (5) 市職員が協働に対する理解を高め、その理念を施策へ反映するために、手引きを作成

2 本市が目指す市民協働

(1) 市民協働を推進する背景

- 本市が、市民とともに協働を推進することとした背景には、次の要因があります。

市政運営基本条例の制定（平成 16 年 12 月）
市政一新計画の策定（平成 17 年 11 月）
地方分権による市の権限と事務の拡大
厳しい財政状況
少子・高齢化、防犯・防災などの行政課題
生活様式の変化などによる新たな市民ニーズ
地域のコミュニティの衰退
3市町合併による住民主体の自治基盤の構築



(2) 市民協働で目指すもの

- そのような背景を受け、今後、本市では、次のような将来像を目標に定め、それを実現するために、「協働」という新しい手法を採り入れました。

本市の将来を見据えて、すべての市民が力を合わせ、行動
できる社会づくり

幸せと豊かさ、そして安らぎを得られる協働型社会づくり

1 知っておきたい市民協働のことばと意味

(1) 協働とは

- 協働という言葉は、最近使われるようになりましたが、いつごろから、どういう意味で使われるようになったのでしょうか。

いつから

アメリカのインディアナ大学の政治学教授が、1977 年の著作の中で、概念として“ Coproduction ” という用語を用い、これが協働と訳されたのが始まりです。

また、本市においては、平成 16 年 12 月に制定した「日南市市政運営基本条例」に、「市民と市が協働し、市民主体の自治の実現と地域社会の発展を図る」と明記しました。

一般的な協働とは

「複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること」です。コラボレーション、パートナーシップともいいます。

市民協働の定義とは

次のすべての項目を満たしている状態を「市民協働」といいます。

ア 市民と市が互いを尊重し、対等な立場であること。

例：主従関係や指導・監督の立場でないこと。自由に意見を出し合えること。

イ 市民と市が、共通の目的をもって、地域や市全体の課題を解決すること。

例：市民の福祉の増進、子どもの健全育成、安全・安心なまちづくりなど。

ウ 市民と市が、それぞれの能力等を持ち寄り、役割を分担し合うこと。

例：市民団体が行う環境保護活動に対し、市が関係官庁の調整や、参加者募集の広報を行う場合など。その形は、後ほど解説します。

(2) 協働でよく使用される用語の意味

ボランティア

自分の意志で、自発的に奉仕活動を行う人

例：駅の清掃、公園の花壇の管理をされる個人

NPO

民間非営利組織。特定テーマについて、市民主体の自主的で、自由な社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体。任意団体も含む。法人化した団体が、NPO法人

例：子育てサークル、やっちみろかい酒谷、飢肥楽市楽座などの任意団体

公益

社会全体の利益。不特定多数の第3者の利益

例：環境保護活動、市民全体を対象にした講演、防犯・見守り活動

共益

組織の構成員も含め、共通の利害関係者のための利益

例：PTA、同窓会、芸術サークル（ただし、一般市民を対象にした事業は公益）

(3) NPO法人の概要

NPO法人認証等の所轄庁

ア 本市は、本年度から、NPO法人認証等の所轄庁

イ 本市のみに事務所を有するNPO法人が対象。複数の市町村に事務所がある場合は県、複数の県に事務所がある場合は、国が所轄庁

NPO法人とは

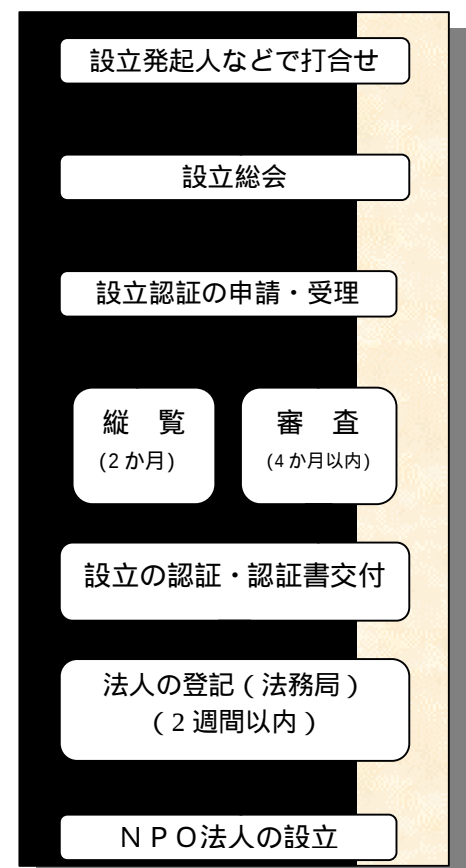
ア 特定非営利活動促進法（平成10年施行）に基づき法人格を取得した団体

イ 法人の活動は、同法で17分野の非営利活動に限定

ウ 法人のメリットは、社会の信用を得やすく、法人名義の銀行口座の開設や、事務所の賃貸等の契約主体となることが可能

エ 法人が実施する事業は、基本的に課税対象。団体活動の情報公開など、制約や義務を負う。

NPO法人の設立フロー



NPO法人の要件

- NPO法人となるための要件は、様々なものがありますが、主なものは以下のとおり。
特定非営利活動促進法など、詳細は、70 ページを参照

ア 以下、17 項目に該当する特定非営利活動を主な目的とすること

- A 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- B 社会教育の推進を図る活動
- C まちづくりの推進を図る活動
- D 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- E 環境の保全を図る活動
- F 災害救援活動
- G 地域安全活動
- H 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- I 国際協力の活動
- J 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- K 子どもの健全育成を図る活動
- L 情報化社会の発展を図る活動
- M 科学技術の振興を図る活動
- N 経済活動の活性化を図る活動
- O 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- P 消費者の保護を図る活動
- Q 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

イ 営利を目的としないこと 活動に必要な資金を得るための、収益事業は可

ウ 社員（会員）の入会などに、不当な条件を付さないこと。
高い入会金や年会費、会員の推薦、1 世帯 1 人などは、不当な条件

エ 10 人以上の社員（会員）を有すること。 社員とは、従業員ではなく、会員のこと。

オ 役員のうち、報酬を受ける者が、3 分の 1 以下であること。

カ 宗教・政治活動を主たる目的としないこと。

キ 特定の公職者や政党を推薦、支持などをしないこと。

NPOとNPO法人

- これまで、NPOとNPO法人を述べました。特に、NPO法人については、国や県が、施設管理や事業の委託先をNPO法人に限定するなど、行政との関係を更に深めています。

そこで、NPOとNPO法人について、もう少し解説を加えます。

ア NPOと位置付けられる具体的な団体

- 最も広い範囲で捉えた場合 労働組合、生活協同組合、同窓会など
- 広い範囲 自治会、PTA、宗教法人、社会福祉法人、
学校法人、医療人など
- 狭い範囲 市民活動団体、NPO法人、ボランティア団体等

イ NPOが、NPO法人になるためには。

NPOの活動は、非営利で社会貢献活動を行っていますが、NPO法人となるためには、一般的に、以下の要件を満たす必要があるという事例が多くあります。

- 社員（会員）になるために、不当な条件がないか。

例： だれでも、社員となって、総会での表決ができるか。同窓会は、卒業生が会員の対象となるなど、入会の条件がある。

- 常時、事業報告書や収支決算などの書類が、閲覧できる状態にあるか。

例： 事務所を個人宅としても構わないが、事務局職員がいないと閲覧は不可能。

ウ NPO法人になると、行政からの補助があるか。

- 国・県、また本市では、NPO法人に対する運営費補助はない。

- 国・県などでは、委託事業の相手方として、NPO法人に限定するケースが増加



協働こらむ 1

自治会（区）は、NPO法人になりうるか。

NPO法人の要件を見てもみると、何となく、自治会もNPO法人の申請をすれば、法人格が取得できそうな感じがしますが、現在の自治会の形態では、認証できません。

それは、まず、総会での投票権が、1世帯1票であるとか、会費（区費）が世帯単位になっていることなどから、世帯の個人それぞれが社員（会員）となっていないからです。

このようなことから、例えば、都城市の正応寺地区などは、自治会とは別に、定款などを定めてNPO法人を設立し、地域内外の社員により、地域の活性化事業を行っています。



協働こらむ 2

協働のねらいは、市の経費削減か。

協働の目的は、市民の市政への参画や、市民と市が相互の特性を活かし、様々な公共サービスの担い手として、役割を分担しながらまちづくりを市民とともに進めることです。

協働を進めると、市が行っていた事業の一部を、市民が担うことになり、結果的に、経費の削減につながっていくことは考えられますが、あくまでも副次的な効果として考えています。

(4) 市民協働の必要性

- 市を取り巻く環境については、先ほどの「市民協働を推進する背景」で、述べましたが、具体的には、以下の課題があり、その解決を図る方法が協働です。
この協働という手法は、新しい行政の運営スタイルとして、国をはじめ、全国の自治体で取組が行われています。

市の財政が厳しい

- 道路整備や公園の管理をはじめ、市有財産の修繕・管理など、市が企業に外注する経費は、これ以上の増額は、見込めない状況です。

市の職員数が増やせない

- 合併による一時的な職員増加は予想されますが、長期的に見ますと、現在の事務量に対する職員の増加がない中で、今後も地方分権や権限移譲により事務量は増加します。

市民の公共サービスに対する期待は高まります

- 高齢化に伴う一人暮らしの高齢者世帯対策、共働き世帯の増加による公共施設の開館時間の夜間開館、防犯対策の強化、青少年の非行防止対策など、市民の公共サービスに対する期待は、ますます高まり、これまでになかった、新たな要望も見込まれます。

市の施策に市民の能力を活用し、効果を高める必要があります

- 市民ニーズの多様化に応え、きめ細やかな公共サービスを今後も提供するためには、市の職員数や情報収集、ネットワークなどの機能的な部分で限界があり、市民の組織力や知的財産を活用し、更に効果を高める必要があります。

地域の活力が低下します

- 少子・高齢化や人口減少などにより、特に中山間地域の区などの活力が低下しているため、新たな連携組織が必要となります。

合併により地域間で活力の格差が拡大します

- 現在の北郷町や南郷町は、合併後に地域自治区として、個性ある地域づくりが進められ、東郷地区においても、地域協議会が活動を始めるなど、地域の活動によって格差が生じます。

(5) 協働を進める 9 つの形

 さきほど、様々な課題を挙げましたが、その解決に向けて、市は、市民とどのような形で協働を進め、解決を図ればいいのでしょうか。

市民協働の定義の中で、「市民と市が役割を分担する」としていますが、その分担の形として、以下の 9 つの手法があり、事業内容や目的によって、選択する必要があります。

情報提供・交換

市が政策や、市民活動の情報を公開し、また、市民が活動の情報を市に提供します。

企画段階からの参画、政策提案

市民が、専門的な知識、技術のほか、地域の情報を活かして、市の政策の企画・立案の段階から、提言や意見を行います。

共 催

市民と市が、事業を共同で主催します。

ポイント：共催の場合は、市も負担金を支出するなど、財政面の協力を行います。

後 援

市民が主催する公益性の高い事業に対して、市が後援という形式で名前を連ねます。

ポイント：後援の場合は、市の負担は行いません。（名義のみ）

実行員会、協議会

市民と市が組織を構成し、事業を実施します。

委 託

市が、市民に業務として委託します。

ポイント：市民と市の双方による、事前確認、事業確認、評価が必要です。

補助金等の交付

市民が行う公益性の高い事業に対して、市が資金の支援をします。

ポイント：審査基準の明確化や、審査結果及び事業報告の公開が原則です。

公共財産の活用

市民や行政が事業を行う際、お互いが所有する施設や物品などを提供します。

ポイント：貸与期間や賃借料などの条件を明確にする必要があります。

事業協力

市民と市が、一定期間、継続的な関係の下で協力して事業に取り組めます。

(6) 協働を進めることによる市民の効果

● 今後、協働を進めていくと、市民には様々な効果があります。市職員は、その効果を十分認識した上で、協働に取り組む必要があります。

市 民

公共サービスの向上

多様化・複雑化する市民ニーズに合った、きめ細かで柔軟な公共サービスを受けることができます。



住民自治の実現

市民が、公共サービスの担い手となることにより、自治意識の高まりと市民主体の地域社会を実現できます。

区(自治会)

組織の活性化

地域内の他の団体との連携・協力が図られ、区への加入促進にもつながり、区（自治会）が活性化します。



市民活動団体

活動の拡充

市民活動団体が掲げる社会的使命を、より効果的に実現できるとともに、団体に対する住民の理解や評価が高まり、活動の輪が広がります。



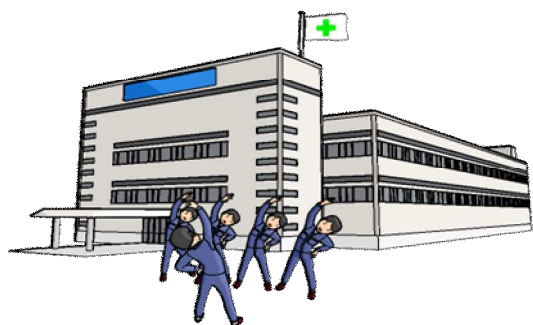
団体の基盤強化

社会的信用度を増すことになり、寄付金などの活動資金の増加や、マネジメント力の向上が図られ、団体の基盤が強化されます。

企 業

社会貢献

通常の営利活動以外の活動で、地域社会からの信頼を増すことになり、企業のイメージアップにもつながります。



(7) 協働の早わかり問答

 市役所には、現在でも、委託事業や市民参画の事業があり、すでに協働というスタイルをとっているケースもありますが、そのスタイルのイメージを高めるために、解説します。

事例 1

庁舎管理やごみ収集など、既に、委託している事業も協働事業か。

■解説 これは、協働事業ではありません。先に述べた、協働の定義の中でいう、「対等な立場」ではなく、仕様書などは、すべて市が作り、市が指導・監督するからです。これは、一般的なアウトソーシングです。

事例 2

現在、市民に交付している補助金も、協働事業か。

■解説 商店街や商工会議所への運営費補助金は協働事業ではありません。ただ、商工会議所が行うまつりなど、公益性の高い事業に対する事業補助金は、協働事業となります。基本的には、公益性の高い事業に対する補助金の交付が協働となります。

事例 3

港まつり前に、市が、関係区民や企業に参加を呼びかけて行う、港の清掃は協働か。

■解説 事前に、市民や企業と、作業内容、日時をはじめ、役割分担などを確認し、それぞれの意見を反映しているか、がポイントです。
すべて市が企画・立案したものであれば、協働事業ではなく、市民に労力のみを求める「奉仕作業」です。

事例 4

市が地域住民に対し、公立公民館の管理を無償でお願いすることは、協働事業か。

■解説 市が、主導的に行う場合は、協働事業ではありません。例えば、地域住民との事前確認などで、意見を尊重した形での委託であれば、協働事業になります。
西米良村では、地域の高齢者が、村営温泉を無償で掃除する代わりに、一番風呂に入れるというような協働事例もあります。

事例 5

指定管理者制度は、協働事業か。

■解説 現時点での形態は、協働事業とは言えません。市が、委託の仕様書を作成し、管理運営を条例・規則等で定めるなど、対等な立場であると言えないからです。
指定管理者制度は、協働のメリットである受託者のノウハウや自由な発想による活動が制限されています。

事例 6

公益活動とは何か、非営利活動とは何か。

■解説 公益活動とは、社会一般に利益をもたらす活動のことです。
また、非営利活動とは、公益に資することを目的とし、存続に必要な利益以上に、もうけることをしない活動のことです。
逆に言えば、存続に必要な利益を求めないと、活動ができないことになります。

1 市職員としての取組み

(1) 市民ニーズの把握に努める

常に市民感覚でのアンテナを高く持ち、地域活動や、民間団体の活動に積極的に参加するなど、コミュニケーションに心がけ、市民の考えなどを十分に聞くことが必要です。

その中で、市の施策や事業が、市民の期待どおりのものであるか、市民が困っていることは何か、などの把握に努める必要があります。

(2) 柔軟で総合的な力をつける

協働を進めるためには、前例踏襲や縦割りの考えを改め、常に市民のため、課題解決のためには、どのような方法がよいかを考える必要があります。

固定観念にとらわれず、課の枠を超えた事業も積極的に取組むなど、柔軟で総合的な力をつける必要があります。

(3) 分かりやすい説明をする

常に、市民の立場を尊重し、共に考えていく姿勢が必要です。

市民には、専門用語など難しい言葉を使わずに、分かりやすい言葉で説明し、図面や地図を使うなど、工夫する心掛けが必要です。

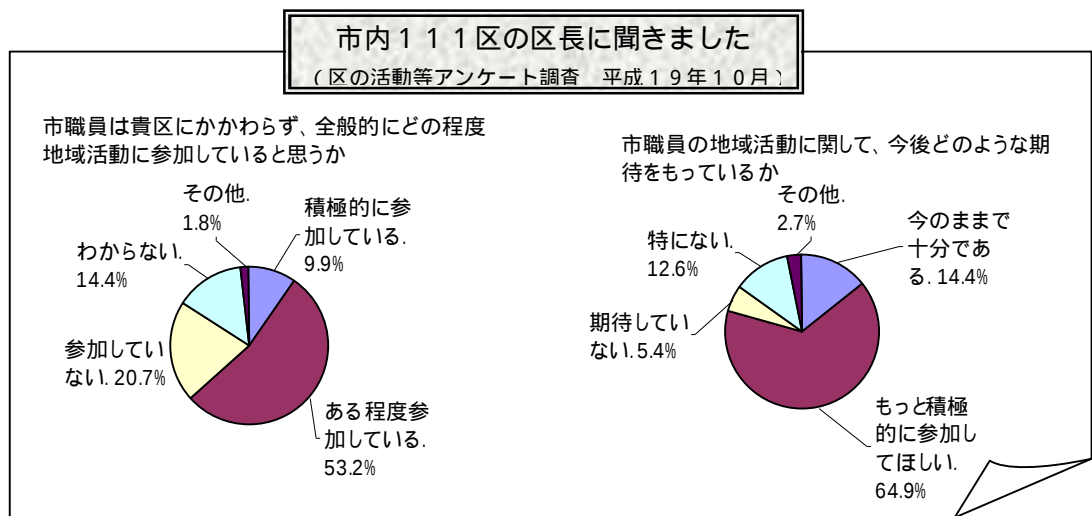


(4) 市民との信頼関係を構築する

職員は、市民と積極的に対話する機会を持ち、信頼関係を築く必要があります。

特に、協働推進課が行った各種アンケート調査等から分かるとおり、職員は、居住する地域社会の一員として、その能力の活用を大いに期待されています。

市民からの要望や問い合わせに対し、取組が可能なものは早急に対応し、不可能なものは、納得のいく説明を行う必要があります。



(5) 徹底的な議論をする

市民との協働を進めていく上で、市民と市の双方で意見の対立など、摩擦が生じることが、当然のことながら予想されます。

このように摩擦が生じた場合は、お互いが同じテーブルについて、徹底的な話し合いを行い、相互理解を図っていく必要があります。

徹底的な議論は、双方の信頼関係につながり、また、思いがけないアイデアが生まれる可能性があるなど、新しい協働の種が芽生える効果もあることを理解しましょう。

2 市役所の取組み

ステップ 1 協働視点による事業の再検証をする。

各課の所管事業について、協働で進めるほうが、目的を達成できる事業はないか。

【ポイント】

- (1) 施設の運営を市民に委託した場合に、開館時間の弾力化や、P R など、斬新な発想が生かされ、利用者の増加が見込める事業はないか。
- (2) 啓発事業について、市民団体の方が、組織力やネットワークがあり、市が行うよりも高い効果が期待できる事業はないか。
- (3) 市民に委託したいが、経費が大幅に増加するため、市の直営事業とし、事業協力を市民に依頼するケースはないか。

ステップ 2 協働を進める形を選ぶ。

事業が効率的・効果的に実施できる協働の方法・形態を選択する。

【ポイント】

- (1) 従来、市が行っていた事業を、まるごと市民に委ねる場合 委託
- (2) 市民と市で経費を分担する場合 補助金等の交付
- (3) イベントの企画立案に市民の意見を取り入れる場合 市民参画

ステップ 3 協働できる相手方を考える。

実際に、協働の方法をとる場合に、パートナーとなる市民がいるか。

【ポイント】

- (1) 相手方としては、自治区や市民団体、N P O 法人などがある。
- (2) 市民に期待する得意分野があり、事業を担える能力があるか検証する。
- (3) 市民には任せられない、不安だ、と思う場合でも、失敗を恐れずやってみる。

ステップ 4 協働相手を選び、双方で話し合う。

協働の相手方を選定する際には、相手方をよく知り、事業の事前確認を行う。

【ポイント】

- (1) 市民のこれまでの活動実績や、会員の状況、収支状況を確認する。
- (2) 市の目標と市民の目的が同じであることを、まずは確認する。
- (3) 双方の役割分担を事前に確認する。 事前確認書の双方作成

ステップ 5 市民と連携し、円滑に協働事業を進める。

定期的な確認作業や意見交を行い、協働事業を円滑に進める。

【ポイント】

- (1) 事業開始前に、必要に応じ事業確認書（協定書）と委託契約書を交わす。
- (2) 「協働の9つの形」から選択した分担で、市民と市の役割を果たす。
- (3) 協働事業は、主従関係や上下関係はなく、市民の意見を尊重し、共通理解を図る。
- (4) 定期的（毎月1回など）に、意見交換を行い、事業期間の途中でも、中間評価を行う。

ステップ 6 事業終了後に協働事業の評価と改善点を確認する。

事業のふりかえり（評価と改善点の引継）を市民と合同で行う。

【ポイント】

- (1) ふりかえりシートにより、互いが評価を行う。
- (2) 作成したシートに基づき、双方で確認。場合によっては、評価の相違もある。
- (3) 改善点を確認し、次年度以降の事業に反映する。

次の段階へステップアップ 協働の視点を再チェックする。

- (1) 協働事業の評価で明らかになった改善点を、確実に反映する。
- (2) 失敗した経験をもとに、過ちを繰り返さないためのマニュアルを作成する。
- (3) 市が、協働事例を積極的に公表し、新たな協働の芽を育てる。

協働事業に欠かせない3つのアイテム

これまで、協働を進めるためのステップを説明しましたが、その過程で欠かすことのできない、3つの作業があります。

宮崎県をはじめ、各自治体でも、この3点セットが協働事業を進める際の必須条件としており、本市でも、必須の取組みとしています。

1 事前確認シートの作成（様式は、P 87 参照）

目的が共通であるかなど、市と市民であらかじめ確認するために、事前確認シートを双方で作成します。

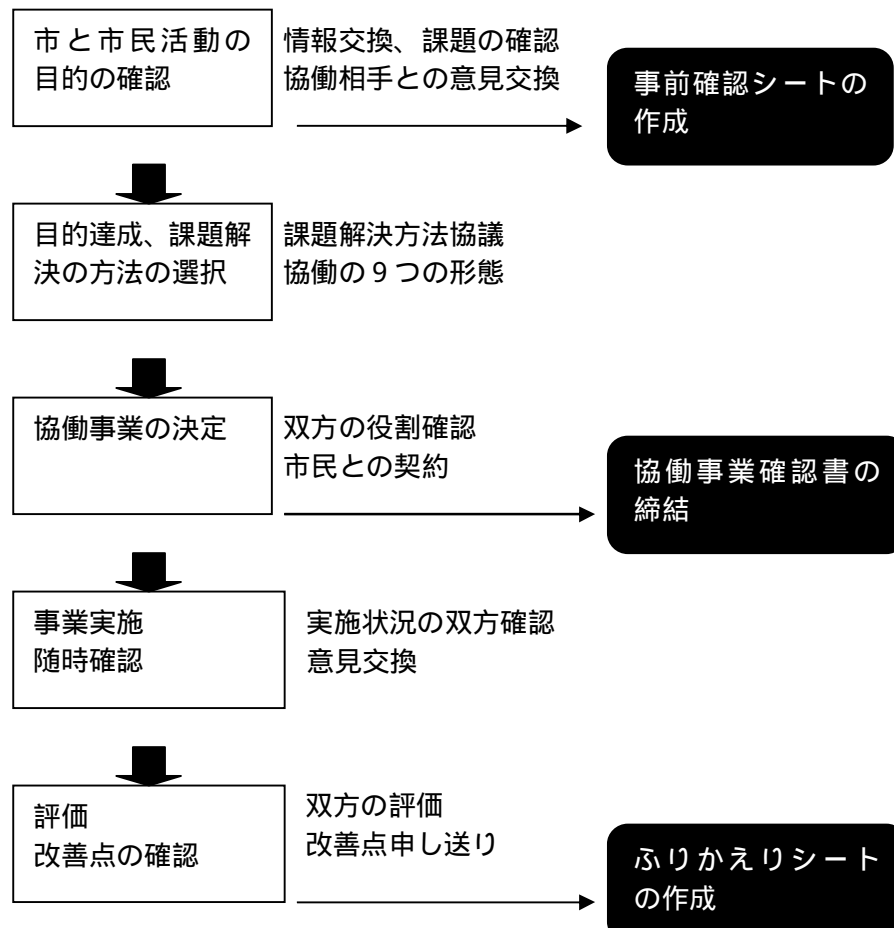
2 協働事業確認書の締結（様式は、P 88 参照）

事業実施前に、市民が行政に依存したり、市が事業を押しつけないように、双方で確認書（協定書）を交わします。

3 ふりかえりシートの作成（様式は、P 91 参照）

評価を改善のチャンスとして捉え、次の機会につなげるために、「ふりかえり」「改善点」「申し送り」の項目などを、ふりかえりシートに記入します。

4 協働事業3つのアイテムによる協働作業フロー



あるある事例集

ここでは、先進自治体の職員が協働事業を行う中で、苦労したことなどを事例集としてまとめられた内容の紹介をします。

本市に直接当てはまらない部分もありますが、職員が、今後、本格的な市民協働という「新しい波」を上手に乗り切るために、参考にしてください。

(出典：“あるある事例集” NPO活動推進自治体ネットワーク 職員の意識改革研究会)

“あるある”1 NPOへの理解不足 ～NPOはボランティアではない



僕のいる緑化推進担当室では、CO2削減の目玉プロジェクトとして、市が用地を購入し、緑地公園の整備を図ることになったんだ。せっかくだから、NPOと協働してみようかって思うんだけど、どうかなあ。



へえ～、おもしろそうね。市内には、環境系のNPOも多いことだし、公園整備の計画づくりからいろいろな団体に関わってもらおうと、とっても良いものになると思ったって訳ね。



いやいや、勘違いしてもらっちゃ困るなあー。公園のハード整備については、“花畑がたくさんある公園”っていうコンセプトのもとに、コンサルタントにある程度まかせているんだよ。



ふーん。
じゃあ、あなたはNPOに何を期待しているの？
どうして、協働したいって思ったの？



それは、NPO担当課の職員である、あなたが一番分かってるでしょ。
できあがった後の公園をNPOに管理してもらえないかなあってことだよ。もちろん管理の仕様もこっちでばっちり決めてるから大丈夫。造園業者に任せるより、NPOと協働したほうがコストも削減できるしね。



ちょっと、待ってよ。
協働 NPOに頼む コストもかからない ウッシッシ(笑)って安直過ぎない？ だいたい、「行政が勝手に決めた仕様で任せる」って何よ！ NPOの独自性はどこに発揮できるわけ？



えっ！！ だって、NPOってボランティアでしょ。経費がかからないんじゃないの？ それに、公園管理のノウハウは僕らのほうが専門。
協働、協働って言うから考えてみただけなんだけどなあ……

“あるある”2 担当者は難色？ ～まだまだ協働事業が苦手な職員



という訳で、「NPO法人子育て応援隊」からの今回の協働事業提案に関しては、子育てネットワーク課さんが中心となって、今後の事業スタートに向けた協議を進めていただきたいという見解が、提案選考委員会からの提言となっていますので、よろしくお願いします。



ちょっ、ちょっとストップ！ これまで、市民活動促進室のあなたが調整役となりながら、提案についての課題調整とかをしてきたけど、何でいきなり、うちの課が.....しかも、私が中心になっちゃうんですか？
それに、協働っていろいろと調整事に苦労しそうだし...ちょっとねえ。



あらら？ だって、これまでの協議では、そちらの課としても今回の提案は「とっても有意義だと思う」っておっしゃっていたじゃないですか。それに、選考会に出された意見書にも、「子育てネットワーク課としては、提案事業の実施による課題解決は可能と思う」ってありますよ。



確かに、提案内容は面白い取り組みだと思うよ。それに、「NPOの提案は前向きに受け止めて！」ってあなたも言ってたから...でも、他にも協議に参加していた青少年育成課とか、教育研究所だのがこのNPOと組めばいいと思ってたしねえ。うちの課も今の業務で手一杯だし...



うーん。ちょっとだけ、他人事だったって訳ですね。
まあ、言い分もあるでしょうが、ここから仕切り直ししてみましょよ。提案のあった事業内容自体には、興味も効果も感じているのは事実でしょうから。協働って大変かもしれないけど、“市民のために”よ！



“市民のために”ってそこまでハッキリ言われると、恥ずかしくなってくるなあ。何となく、言いくるめられてる感じがしないでもないけど、あなたの言うようにもう一回頑張ってみますか。NPOとか協働って不慣れだから少し怖いけど...いろいろとアドバイスも頼むよ。



それは、もちろんよ。これまで同様に、私も一緒に考えさせてね。協働だからって構えずに、一緒に課題解決を目指してくれるNPOさんが現れたことを喜んでみましょうよ。これから、NPOと協議していかなくちゃいけないことが山ほどあるけど、一緒にその山を登りましょうね！

“あるある”3 ザ・協働 ～ 協働はプロセスが大事なのに



ねえ。突然だけど、最近の“協働ブーム”ってどう思う？
協働推進グループの私がこんなことを言ったらいけないのかも知れないけど、どうも間違っている方向に行っているような気がして仕方がないのよ。何かNPOと組むことが目的っ！”みたいな。



私も少し危惧していたのだけど、あなたもなのね。
職員研修を繰り返したのが効いたのか、NPOに対する理由のない拒絶反応は消えてきたのだけど、なんでもかんでもNPOに委託をすればいいんだっていう流れができつつあるわね。



そうなのよ。実際に中身を見ると、行政側で仕様もがっちり固めていて、NPOの考えが入る余地のないものも多いし、かと思えば、NPOにお任せで、そのNPOが自主事業としてやるのとは何か違うのってものもあるのよ。



議員さんや首長にも、こうした現状をきちんと分かってほしいわね。
協働、協働って掛け声をかけることは、とっても大事なことでしょけれど、協働は手段であって目的ではないはずなんだから...
協働の持つ意味をもう一度考え直してみることが大切だと思うわ。



わたしは、協働って、“プロセス”を大切にするってことだと思うの。
「そんなの分かってる」って言われそうだけど、現状には少し疑問。
本当は、説明責任を回避することを目的に、アリバイ的に一定のプロセスを踏んでるだけなんじゃないかって...



そうねえ。他にも、協働することの効果をきちんと考えているのかなあと思うことも多いわね。業者さんに丸投げしていた仕事が、NPOにいくだけで協働なのかって思っちゃう。このサービスをNPOと一緒に取り組むと、市民の暮らしがどんな風に良くなるのかってことが大切なのにね。



NPOの人たちも、ただ漫然と行政と一緒に仕事をするだけで満足しないほしいわ。
真の協働って何かを今一度見つめなおしていくためにも、変な協働には、「異議あり！」って叫んでいってもらいたいわ。

“あるある”4 目標は自立？ ～行政の関わりのあり方とは…



ちょっと聞いてくれよ！
この間、県の職員から、「そちらのNPOさんへの補助金は今年度で打ち切らせてもらいます」って宣告されちゃってさあ。思わず「納得できない」って席を立ってきたけど、どうしたもんかなあ。



お～お～、似たような話はこちらでもありましたよ。
私の場合は、「市では、来年からあなた方の団体の事務局は担当できませんので、自分たちで頑張ってください」だと。担当者が変わってからというもの、どうも距離があるなあと思っていた矢先のことだよ。



そうか、お互い困った話だよな。それにしても納得できないのが、その理由だよ。県の職員は、もっともらしく「自主性・自立性の尊重です！」って言うんだけど、今まで一言もそんなこと言ってこなかったせに、今さら自立を突きつけられてもなあ。



ははっ。うちもまったく同じことを言われたよ。でも、うちの場合、そもそも役所が音頭をとって作られた団体なんだよな。それを急に、自分たちで頑張れって言われても、何をどうしていいかも分からないよ。って言うか、行政の使い捨てにされてるみたいで気分悪いよ。



うちも同じようなもんさ。立ち上げに行政は関わっちゃいないけど、事業を実施するための資金源のほとんどは補助金頼みだったからね...
行政は、補助金を使っただけのねらいは達成したと思っているのかも知れないけれど、もう少しこちらの事情も考えてほしいよ。



まあ、そうは言っても正直なところ、きちんと自立しなくちゃって考えなくもないんだ。
事務局が役所にあると楽は楽だけど、何だか役所に使われてるだけみたいで、どの事業ひとつとっても達成感がないんだよなあ。



そうだよなあ。確かに補助事業も資金的には助かるけど、本当に自分たちのやりたい事をやりたいようにできるかっていうとそうでもないしな。
県の言い分には、まだスッキリはしないけど、これを契機に真剣に自立していくことも考えていかなきゃいけないのかもなあ。